

○国土交通省令第 号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行に伴い、並びに踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項及び第四項、第四条第一項及び第二項第五号、第五条第二項第五号並びに第十三条、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第二号及び第四十八条の二十四並びに踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）第五条及び第八条の規定に基づき、並びに道路法及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を実施するため、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（踏切道改良促進法施行規則の一部改正）

第一条 踏切道改良促進法施行規則（平成十三年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（障害物検知装置により発炎信号、発光信号又は発報信号を現示する装置を動

作させることができるものに限る。以下同じ。）」を削る。

第二条から第十一条までを削り、第一条の次に次の六条を加える。

(踏切道指定基準)

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの

二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの

三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの

四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）

）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの

イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの

ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの

ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの

ニ 踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの

五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの

イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの

ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの

ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの

イ 踏切遮断機が設置されていないもの

ロ 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

八 通学路であるものであつて幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

九 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであつて高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの

#### (踏切道改良基準)

第三条 法第三条第一項の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定指定基準（当該踏切道の指定に際して該当するとされた前条各号に掲げる基準をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 前条第一号から第五号までに掲げる基準 道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業又は鉄道施設の整備に係る事業のうち立体交差化、構造の改良（踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を含む。）、舗装の着色（歩行者と車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下同じ。）とを分離して通行させるための踏切道の着色をいう。）、歩行

者等立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者又は自転車安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な通路をいう。）の整備、保安設備の整備その他の改良の方法（以下「特定改良方法」という。）であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道が特定指定基準に該当しなくなると認められるものであること。

二 前条第六号から第九号までに掲げる基準 特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止に著しく効果があると認められるものであること。

三 前条第十号に掲げる基準 特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止又は交通の円滑化に著しく効果があると認められるものであること。

2 地形の状況その他の特別の事情により前項に定める基準に適合する改良の方法により踏切道を改良することが著しく困難であると国土交通大臣が認める場合における法第三条第一項の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準は、

前項の規定にかかわらず、特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道における歩行者又は車両の交通量の減少に資するものその他の事故の防止又は交通の円滑化に相当程度寄与することが見込まれるものとして国土交通大臣が認めるものであることとする。

(通知の方法)

第四条 法第三条第四項の規定による通知は、当該踏切道が第二条各号に掲げる基準のいずれに該当するかを明らかにしてするものとする。

(地方踏切道改良計画の添付書類)

第五条 法第四条第一項の地方踏切道改良計画には、踏切道付近の略図及び工事の概要を説明するために必要な図面を添付しなければならない。

(地方踏切道改良計画の記載事項)

第六条 法第四条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 改良を実施する踏切道の位置並びに当該踏切道に係る鉄道の線区名及び道路の路線名
- 二 工事の概要
- 三 工事に要する費用の総額及びその内訳

- 四 工事着手予定時期及び工事完了予定時期
- 五 踏切道の近傍に立地する他の踏切道に関する事項がある場合には、その事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、踏切道の改良に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(国踏切道改良計画の記載事項)

第七条 法第五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

第十二条中「第八条第一項」を「第十条第一項」に、「保安設備整備計画に係る」を「保安設備の整備による指定踏切道の」に改め、同条を第八条とする。

第十三条中「第八条第一項」を「第十条第一項」に、「保安設備整備計画に係る」を「保安設備の整備による指定踏切道の」に改め、同条を第九条とする。

第十四条中「第八条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第十条とする。

第十五条中「第十二条第三号」を「第八条第三号」に改め、同条を第十一条とする。

第十六条中「第十二条第三号」を「第八条第三号」に改め、同条を第十二条とする。

第十七条第二項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十八条を第十四条とする。

第十九条中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第二十条中「次の」を「第二条第一号から第三号までの」に改め、同条各号を削り、同条を第十六条とする。

第二十一条第一項中「第十一条」を「第十三条」に改め、「報告書を」の下に「、鉄道事業者にあつては地方運輸局長を経由して国土交通大臣に、国土交通大臣以外の道路管理者にあつては国土交通大臣に、それぞれ」を加え、同条を第十七条とする。

第二十二条及び別表を削る。

第一号様式中「和舟船機機平画に於て」を「和舟船機の機機に於て」に、「機機に於て」を「機機の機機に於て」に改める。

第三号様式中「和舟船機機平画に於て」を「和舟船機の機機に於て」に改める。  
(道路法施行規則の一部改正)

第二条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の十七の次に次の四条を加える。

（道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第四条の十八 法第四十八条の二十第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているも



のとする。

(道路協力団体の指定)

第四条の十九 法第四十八条の二十第一項の規定による指定は、法第四十八条の二十一各号に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの及び当該業務を行う道路の区間を明らかにしてするものとする。

(道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物等)

第四条の二十 法第四十八条の二十一第二号の国土交通省令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの

二 令第七条第九号の自動車駐車場及び自転車駐車場で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三 令第七条第十二号の車輪止め装置その他の器具で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（前号に掲げる施設に設けるものを除く。）

四 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

五 標識又はベンチ若しくはその上屋、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利

用者の利便の増進に資するもの

六 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

七 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催し（道路に関するものに限り。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

イ 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物

ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設

ハ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

（道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為）

第四条の二十一 法第四十八条の二十四の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに限る。）とする。

一 法第二十四条本文の規定による承認 花壇その他道路の緑化のための施設の設置、道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取りその他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持

二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工事用施設、工事用材料その他これらに

類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げる工作物、物件若しくは施設又は看板、標識その他これらに類する物件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのものに係る道路の占用（前条第二号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用にあつては、法第四十八条の二十一第一号に掲げる業務を行う道路協力団体が行うものに限る。）

（開発道路に関する占用料等徴収規則の一部改正）

第三条 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は」を削り、「同意をし」の下に「、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立し」を加える。

第四条第一項中「又は法」を「法」に改め、「により同意をし」の下に「、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立し」を加え、「又は当該占用」を「当該占用」に改め、「の同意をし」の下に「、又は当該占用の協議が成立し」を加える。

第四条の二中「又は法」を「法」に改め、「同意をし」の下に「、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立し」を加える。

(鉄道事業法施行規則の一部改正)

第四条 鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の八第一項第四号中「第六条第一項から第三項まで」を「第八条第一項及び第二項」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。